

○明治薬科大学大学院学則

制定	昭和 50 年 3 月 25 日
改正	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日
	平成元年 5 月 25 日
	平成 4 年 3 月 1 日
	平成 4 年 11 月 11 日
	平成 6 年 11 月 9 日
	平成 7 年 6 月 1 日
	平成 8 年 3 月 8 日
	平成 10 年 3 月 7 日
	平成 10 年 4 月 25 日
	平成 10 年 12 月 24 日
	平成 14 年 3 月 1 日
	平成 14 年 9 月 3 日
	平成 14 年 12 月 18 日
	平成 16 年 4 月 28 日
	平成 18 年 3 月 15 日
	平成 18 年 11 月 9 日
	平成 19 年 3 月 20 日
	平成 20 年 7 月 10 日
	平成 21 年 2 月 28 日
	平成 21 年 3 月 13 日
	平成 23 年 3 月 18 日
	平成 25 年 3 月 21 日
	平成 26 年 3 月 24 日
	平成 27 年 2 月 28 日
	平成 27 年 3 月 23 日
	平成 29 年 7 月 5 日
	平成 30 年 1 月 30 日
	平成 30 年 4 月 23 日
	平成 31 年 4 月 22 日
	令和元年 12 月 10 日
	令和 2 年 1 月 29 日
	令和 2 年 2 月 29 日
	令和 3 年 10 月 15 日
	令和 4 年 3 月 16 日
	令和 4 年 10 月 14 日
	令和 5 年 3 月 15 日
	令和 6 年 8 月 26 日
	令和 7 年 7 月 8 日
	令和 8 年 3 月 16 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 明治薬科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学の目的使命に則り学術の理論及び応用を教授・研究しその深奥を極め、もって文化の創造発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(研究科専攻)

第2条 本大学院に薬学研究科を設け、次の専攻を置く。

生命創薬科学専攻
薬学専攻

(医療薬学特別コース)

第2条の2 薬学研究科生命創薬科学専攻博士課程（後期）に医療薬学特別コースを置く。

2 前項の医療薬学特別コースに関し必要な事項は、別に定める。

(課程及び修業年限)

第3条 薬学研究科生命創薬科学専攻、薬学専攻に博士課程を置く。

2 生命創薬科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とし、前期2年の課程（以下「博士課程（前期）」という。）及び後期3年の課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分する。博士課程（前期）は、修士課程として取り扱う。

3 薬学専攻博士課程（以下「博士課程〔4年制〕」という。）の標準修業年限は4年とする。

(博士課程（前期）、博士課程（後期）及び博士課程〔4年制〕の目的)

第4条 博士課程（前期）は、グローバルな視野に立ち精深な学識を授け、専攻分野における優れた研究能力と高度な研究技能及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程（後期）は、卓越した学識並びに優れたリーダーシップと精巧な技能を備えた力量ある専門研究者、教育者又はその他関連する様々な業務従事者として国際的に広く通用する優れた人材の育成に必要な論理的思考能力と豊かな基礎的学識を養うことを目的とする。

3 博士課程〔4年制〕は、特定の臨床領域における高度な知識・技能・態度を持ち、全人的で論理的な問題解決能力を有する専門薬剤師の養成と種々の病態・病因を究理解明する生命科学又は医薬品のレギュラトリーサイエンスや薬剤疫学などに高度な知識と研究能力を持つ研究者及び教育者の養成を目的とする。

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

生命創薬科学専攻	博士課程（前期）	入学定員	30名	(収容定員60名)
	博士課程（後期）	入学定員	5名	(収容定員15名)
薬学専攻	博士課程〔4年制〕	入学定員	5名	(収容定員20名)

(在学期間)

第6条 博士課程（前期）の学生は4年、博士課程（後期）の学生は6年、博士課程〔4年制〕の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

第2章 教育方法、履修方法等

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 大学院薬学研究科会議（以下「研究科会議」という。）は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ協議のうえ、学生が他の専攻又は他の大学院、若しくは研究所等において必要な講義及び研究指導を受けることを認めることができる。ただし、生命創

薬科学博士課程(前期)学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 3 博士課程〔4年制〕、博士課程(前期)又は博士課程(後期)において、社会人学生の修学への配慮等教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

(博士課程(前期)の修了要件)

第8条 博士課程(前期)の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程(後期)の修了要件)

第9条 博士課程(後期)の修了の要件は、大学院に5年(博士課程(前期)に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士課程(前期)に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第27条第2項第5号の規定により、本大学院への入学資格に関して修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程(後期)に入学した場合の博士課程(後期)の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程〔4年制〕の修了要件)

第9条の2 博士課程〔4年制〕の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程(後期)及び博士課程〔4年制〕の短縮修了)

第9条の3 前3条に定める優れた研究業績を上げた者の修了要件における在学期間が短縮された上での修了の審査手続きについては、別に定める。

(履修方法)

第10条 本大学院研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別に定める。

第3章 単位認定、課程修了、学位(修士・博士)

(単位認定)

第11条 本大学院における単位の認定については、別に定める。

(学位論文の提出)

第12条 学位論文は、所定の期日までに指導教員を通じて学長に提出するものとする。

(学位論文の評価)

第13条 学位論文は、専攻した専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足りるものをもって合格とし、かつ、公開するものとする。

(学位論文の審査)

第14条 学位論文の審査は、学位規程第6条に定める審査委員会で行う。

(最終試験)

第15条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について筆記又は口頭により前条の審査委員会がこれを行う。

(課程修了の認定)

第16条 博士課程(前期)の修了は、第8条に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを決定する。

2 特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程(後期)の修了は第9条に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを認定する。

4 博士課程〔4年制〕の修了は第9条の2に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを認定する。

5 課程修了の認定は、審査委員会の報告に基づいて研究科会議においてこれを行う。

(学位の授与)

第17条 本大学院において、博士課程(前期)の修了を認定された者に対しては、修士(薬科学)の学位を、博士課程(後期)の修了を認定された者に対しては、博士(薬科学)の学位を、博士課程〔4年制〕の修了を認定された者に対しては博士(薬学)の学位を授与する。

2 明治薬科大学学位規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

(教員組織)

第18条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授がこれを担当する。ただし、准教授、講師又は助教に担当させることがある。

2 大学院担当教員の資格については、別に定める。

(運営機構)

第19条 本大学院の教学に関する事項を審議するために研究科会議を置く。

2 研究科会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院運営委員会)

第19条の2 大学院の運営に関して具体的な事項を審議するため、研究科会議の下に大学院運営委員会を置く。

2 大学院運営委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻委員会)

第19条の3 各専攻に係る事項を審議するため、大学院運営委員会の下に生命創薬科学専攻委員会、薬学専攻委員会を置くことができる。

2 前項の専攻委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学内設置委員会等)

第19条の4 本大学院に、前条に規定する委員会以外の委員会及びその他必要な会議を置くことができる。

2 前項に規定する委員会、その他必要な会議に関する規程は、別に定める。
(大学院委員会の審議)

第20条 削除

(職員組織)

第21条 本大学院に、薬学研究科長を置き、科長を補佐するため、各専攻に副科長を置くことができる。

2 大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。

3 職員に関する規程は、別に定める。

第5章 自己評価等

(自己評価等)

第22条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、委員会を設置するものとし、その内容は別に定める。

第6章 学年、学期、休業日

(学年)

第23条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月20日

(4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業日 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科会議の議を経て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学

(入学の時期)

第26条 本大学院に入学する時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第27条 博士課程(前期)に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学の薬学部を卒業した者

(2) 理科系大学を卒業した者

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士課程(後期)に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士(薬科学、薬学又は臨床薬学)の学位を有する者
 - (2) 理科系大学大学院において修士の学位を得た者
 - (3) 外国において、前 2 号の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 3 博士課程〔4 年制〕に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学の薬学部(標準年限を 6 年とする課程)を卒業した者
 - (2) 大学の医学部、歯学部、獣医学部(標準年限を 6 年とする課程)を卒業した者
 - (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他、本大学院において、大学の薬学部(標準年限を 6 年とする課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学出願手続)
- 第 28 条** 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び第 40 条に定める入学検定料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。
- (入学検定)
- 第 29 条** 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。
- 2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。
- (入学許可)
- 第 30 条** 学長は、入学検定に合格した者について、研究科会議の議を経て入学を許可する。
- (入学手続・入学許可の取消)
- 第 31 条** 入学を許可された者は、入学資格を証明する卒業証明書又はその他の証明書、保証人と連署の誓約書、在学保証書、戸籍抄本及び履歴書に学費を添えて指定の期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の手続をしない者に対し、学長は、入学の許可を取消す。
- (保証人)
- 第 32 条** 保証人は、独立の生計を営む者であって、入学者の親族若しくは学費支給の責任者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 2 学長は、保証人がその責任を果たし得ないと認めたときは、その変更を命ずることができる。

3 保証人は、その住所及び身分に異動があったとき、すみやかに届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、すみやかに保証人の変更願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 33 条 疾病、私費留学、経済的事情その他やむを得ない事由により、2 か月以上修学することが出来ない場合は、保証人と連署の休学願に医師の診断書又は留学先の入学許可証等、理由を証明する書類を添えて提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

2 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたとき、第 1 項に定める手続を待たずに、当該学生を休学させることができる。

3 学生の休学に関する事項については、学長が決定し、研究科会議に報告する。

(休学の期間)

第 34 条 休学の期間は 1 年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続により引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 35 条 休学の理由が消滅し復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し学長の許可を得なければならない。

2 休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第 36 条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、研究科会議の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 削除

3 学長は、第 6 条に定める在学年限を超えた者、あるいは超えようとする者については、第 37 条の 2 第 1 項第 1 号によらず、研究科会議の議を経て、在学年限をもって退学とさせることができる。

(退学者の授業料)

第 37 条 退学する者は、その学期の授業料を納付しなければならない。

(除籍)

第 37 条の 2 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍し、研究科会議に報告する。

(1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 34 条第 2 項に定める休学の期間満了後、第 35 条に定める復学の願い出のない者

(3) 学費等を指定の期日までに納付しない者

2 次の各号の一に該当する者は、研究科会議の議を経て、学長が除籍する。

(1) 他大学院に在学していて、本大学院の単位取得に支障をきたす者

(2) 2 年以上の行方不明者

(再入学)

第 38 条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第 39 条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承認書を添えて、本大学院に転学を志願したときは、欠員のある場合に限り、研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することがある。

第 8 章 学 費

(学費)

第 40 条 本大学院の学費等は、別紙のとおりとする。

2 学費は前期、後期の 2 期に分けて、次のとおり納付しなければならない。

前期 4 月 30 日まで

後期 9 月 30 日まで

3 手数料等その他の学費については、別に定める。

(学費納付の猶予)

第 41 条 納付期限内に学費を納付することができない場合は、前条に定める納付期限内に所定の学費納付猶予願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学費納付猶予期間は、前条に定める納付期限後 2 か月以内とする。

(休学又は停学中の学費)

第 41 条の 2 休学又は停学中であっても、学費は納入しなければならない。

2 休学者のうち、その期間が前期又は後期の全期間にわたる者については、学費を免除し、これに代えて別に定める在籍料を徴収する。ただし、学期の中途から休学し又は復学した者は、当該期分の学費を納入しなければならない。

3 入学初年度の休学者について、学費免除の対象とはしない。ただし、本学薬学部を卒業し大学院に進学した者、本学博士課程（前期）を修了し博士課程（後期）に進学した者、並びに、兵役（母国で兵役義務がある場合）、正課・課外活動中の事故による傷害、地震・台風等の大規模な自然災害（激甚災害）による影響の場合等、やむを得ない理由については、この限りではない。

(学費の不還付)

第 42 条 既納の学費等は、理由の如何を問わず、これを返還しない。

第 9 章 大学院科目等履修生、大学院受託学生、大学院研究生、大学院受託研究生及び留学生

(大学院科目等履修生)

第 43 条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の学生以外の者で、一つ又は複数の授業科目の履修を志望する者に対しては、正規の学生の修学に支障のない限り選考のうえ、大学院科目等履修生として修学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生に対し、その試験に合格した場合、当該授業科目の単位を与えることができる。

(大学院受託学生)

第44条 他大学院から本大学院の特定科目について研究指導を委託されたときは、選考のうえ、受託学生として許可することがある。

(大学院研究生)

第45条 本大学院において高度の研究に従事することを志望する者があるときは、選考のうえ、大学院研究生として入学を許可することがある。

(大学院受託研究生)

第45条の2 本大学院以外の機関に所属する者で、その所属機関の長の委託により、本大学院において、特定の課題について教授の指導を受け、研究することを志望する者があるときは、選考のうえ、大学院受託研究生として入学を許可することがある。

(留学生)

第46条 第27条に定める資格を持ち、かつ外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ、入学を許可することがある。

(大学院認定薬剤師聴講生)

第46条の2 削除

(諸規程の制定)

第47条 大学院科目等履修生、大学院受託学生、大学院研究生、大学院受託研究生、留学生に関する規程は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第48条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して学長は、研究科会議の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒)

第49条 本学則、その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、研究科会議の議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、その軽重によって、退学、停学及び訓告とする。ただし、退学は、次に該当する者について行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者

第11章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第50条 本学に、図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院学生の閲覧に供する。

第51条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

第12章 雑 則

(学部学則の準用)

第52条 この学則で規定のない事項のうち必要な事項については、明治薬科大学学部学則の規定を準用する。

(改正)

第 53 条 この学則の改正は、研究科会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条については、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条第 1 項は、平成 20 年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学者から適用する。ただし、別表 1 は、平成 26 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 7 月 5 日から施行し、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。ただし、別表 3 は、平成 29 年度在籍者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。ただし、別表 1 は、平成 30 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。ただし、別表 3 は、平成 30 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。ただし、別表 3 は、平成 31 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 1 月 29 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 10 月 15 日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 10 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 2 第 1 項及び別表 1、別表 3 は、令和 5 年度以後の入学者に適用する。

附 則

この学則は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙

学 費 等	金 額			備 考
	生命創薬科学専攻 博士課程（前期）	生命創薬科学専 攻 博士課程（後 期）	薬学専攻 博士課程	
入学検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円	（注）
入 学 金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
授業料(年額)	900,000 円	680,000 円	680,000 円	

（注）生命創薬科学専攻博士課程（前期）に入学する本学学部卒業生は入学金を免除する。
 生命創薬科学専攻博士課程（後期）に入学する本学博士課程（前期）修了者は入学金を免除する。
 薬学専攻博士課程に入学する本学薬学部卒業生、本学大学院博士課程（前期）修了者は、入学金を免除する。
 学費の免除が認められた休学者に適用される在籍料は、年額 240,000 円（半期 120,000 円）とする。